

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 用語の定義</p> <p>この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>~ (省略)</p> <p>「<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>」とは、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。</p>	<p>第 2 用語の定義</p> <p>(同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p>「<u>システム</u>」とは、税関手続申請システム（CUPES）及び輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC）（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）をいう。</p>
<p>第 3 申告の対象等</p> <p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 申告書の受理及び許可</p> <p>一定額又は一定重量を超える支払手段等又は貴金属の輸出入許可に係る事務処理については、次に定めるところによる。この場合においては、旅客等の国際間の移動を阻害することなく、適正かつ迅速な事務処理を実施するよう配慮することとする。</p> <p>関税法施行令第 58 条（同令第 59 条第 1 項ただし書において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客等が、携帯して輸出し、又は輸入をしようとする支払手段等の金額又は貴金属の重量が申告書による申告を要するものである場合には、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする者が、書面による申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに申告書を提出して行い、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに、当該輸出し、又は輸入しようとする者の使用に係る電子計算機から入力をして申告を行う。</p> <p>申告書の受理に当たっては、申告書の該当項目に記入漏れがないかを確認の上、処理すること。ただし、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して申告が行われた場合には、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による申告をした者は、申告の対</p>	<p>第 3 申告の対象等</p> <p>1 及び 2 (同左)</p> <p>3 申告書の受理及び許可</p> <p>(同左)</p> <p>関税法施行令第 58 条（同令第 59 条第 1 項ただし書において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旅客等が、携帯して輸出し、又は輸入をしようとする支払手段等の金額又は貴金属の重量が申告書による申告を要するものである場合には、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする者が、書面による申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに申告書を提出して行い、<u>システム</u>による申告にあっては、当該輸出し、又は輸入をしようとする日までに、当該輸出し、又は輸入しようとする者の使用に係る電子計算機から入力をして申告を行う。</p> <p>申告書の受理に当たっては、申告書の該当項目に記入漏れがないかを確認の上、処理すること。ただし、<u>システム</u>を使用して申告が行われた場合には、この限りでない。</p> <p>(同左)</p> <p><u>システム</u>による申告をした者は、申告の対象となる支払手段等又は貴</p>

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>象となる支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする前に、申告の内容を変更し、又は取下げようとするときは、当該支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日までに、書面による申告にあっては申告書を提出し、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による申告にあっては、当該者の使用に係る電子計算機から入力して変更又は取下げの申告を行う。この場合において、書面による申告にあっては、申告書裏面の「(その他の事項)」欄に変更又は取下げの申告である旨を記入する。</p> <p>4 申告書の記入要領</p> <p>申告をする旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「<u>電算関係税関業務事務処理要領</u>」に留意の上、入力する。</p> <p>~ (省略) 証券を輸出し、又は輸入しようとする場合にあっては、当該証券の種類及び数量を申告書裏面の「(その他の事項)」欄に記入する。この場合において、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による申告については、共通項目の「記事欄」に入力する。</p> <p>~ (省略) 支払手段等又は貴金属を輸出する場合にあっては、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が申告書の税関での提出の日と同一の日となっている場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となっている場合には「申告の日の翌日」欄にチェックをする。また、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による申告については、「輸出（又は輸入）の実行の日」欄に、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日を西暦により入力する。</p>	<p>金属を輸出し、又は輸入しようとする前に、申告の内容を変更し、又は取下げようとするときは、当該支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日までに、書面による申告にあっては申告書を提出し、<u>システム</u>による申告にあっては、当該者の使用に係る電子計算機から入力して変更又は取下げの申告を行う。この場合において、書面による申告にあっては、申告書裏面の「(その他の事項)」欄に変更又は取下げの申告である旨を記入する。</p> <p>4 申告書の記入要領</p> <p>申告をする旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「<u>税関手続申請システム（C u P E S）事務処理要領</u>」及び「<u>電算関係税関業務事務処理要領</u>」に留意の上、入力する。</p> <p>~ (同左) 証券を輸出し、又は輸入しようとする場合にあっては、当該証券の種類及び数量を申告書裏面の「(その他の事項)」欄に記入する。この場合において、<u>システム</u>による申告については、共通項目の「記事欄」に入力する。</p> <p>~ (同左) 支払手段等又は貴金属を輸出する場合にあっては、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が申告書の税関での提出の日と同一の日となっている場合には「申告の日」欄に、提出の日の翌日となっている場合には「申告の日の翌日」欄にチェックをする。また、<u>システム</u>による申告については、「輸出（又は輸入）の実行の日」欄に、支払手段等又は貴金属を輸出し、又は輸入しようとする日を西暦により入力する。</p>